

訪問看護〔介護予防訪問看護〕重要事項説明書

あなたに対する訪問看護〔介護予防訪問看護〕の開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者（法人）の概要

名称・法人別	独立行政法人地域医療機能推進機構
代表者名	理事長 山本 修一
所在地	東京都港区高輪 3-22-12
連絡先	03(5791)8220

2、事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院附属訪問看護ステーション
指定番号	岐阜県指定 2 1 6 3 1 9 0 0 4 0 号
所在地	岐阜県可児市土田 1221 番地 5
電話番号	(0574)25-3201 ※緊急時 090-7686-2468
開設年月日	平成 21 年 9 月 1 日
管理者	籠橋 真由美

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1 人	0 人	1 人
看護師	4 人	1 人	5 人
理学療法士	2 人	0 人	2 人
作業療法士	1 人	0 人	1 人
言語聴覚士	0 人	0 人	0 人
事務員	1 人	0 人	1 人

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指令命令を行います。また、サービス提供責任者として事業所に対する、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用申し込みに係る調整、看護師等に対する技術指導、管理等を行います。

看護師等は、主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたります。また、記録、報告、主治医との連絡調整、管理者への協力などを行います。

理学療法士等は、主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき、訪問看護の一環として看護職員の代わりにリハビリテーションを中心とした指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたります。

事務員は、介護給付費等の請求事務を行います。

3、事業の目的と運営方針

＜事業の目的＞

居宅において、主治医が訪問看護〔介護予防訪問看護〕の必要性を認めた利用者に対して、事業所の看護職員、理学療法士等が適切な訪問看護を提供することを目的とします。

＜運営の方針＞

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院附属訪問看護ステーション（以下、「事業所」という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、生活機能の維持・向上又は心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

4、営業日および営業時間

営業日 及び営業時間	通常、月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く 午前8時30分から午後5時15分までとする
---------------	---

※上記の営業日、営業時間の他、緊急時訪問看護加算（介護予防緊急時訪問看護加算）・24時間対応体制加算の契約利用者に対しては、24時間の電話相談及び緊急訪問が可能な体制となります。

5、営業地域

営業地域	可児市、美濃加茂市、御嵩町、八百津町、川辺町、坂祝町 ※営業地域内でも訪問距離・利用者状況によっては対応困難な場合もございます。ご相談ください。
------	---

6、サービス内容

- 病状・全身状態の観察・健康維持
- 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持援助
- 食事及び排泄等日常生活の援助
- 褥瘡の予防・処置
- リハビリテーション
 - ・訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合は、看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。
- ターミナルケア
- 認知症患者の看護
- 療養生活指導や家族への介護指導
- カテーテル等の管理
- その他、医師の指示による医療処置

7、サービス利用料及び利用者負担

基本利用料として健康保険法または高齢者医療制度及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、可児とうのう病院附属訪問看護ステーション 料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

医師の指示に基づき個別に使用する衛生材料については医療機関が提供するものであるため、訪問看護ステーションが提供した場合であっても負担をもとめません。

＜利用料支払方法＞

毎月末締めとし、翌月 10 日以降に当月分の請求書をお渡しします。

○可児とうのう病院会計窓口での現金支払い

○ATM 等での振込支払い

○利用者の指定口座から自動振替

翌月 28 日前後に指定の銀行より引き落としをします。

請求書発行時に前月分の領収書を発行いたします。

8、キャンセル

利用者は、都合でサービスの休止をする際には、できるだけサービスの前日までに連絡を入れる事とします。当日の朝（8 時 30 分）までに連絡がない場合は、事業者は利用負担金相当（5,500 円）を頂きます。ただし、利用者の病状急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は発生しないものとします。

訪問当日の午前 8 時 30 分までに連絡があり	無料
訪問当日に連絡がなく、訪問したが不在だった	該当の基本料金 100%

9、緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

10、事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

11、秘密保持

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、訪問するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

12、暴力及びハラスメントへの対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力及び、カスタマーハラスメントなど各ハラスメント等があった場合は、サービスを中止する場合があります。

1 3、虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

サービスの提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにお住まいの市町村に通報を行います。

1 4、身体拘束等の原則禁止

事業所及び看護師等は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

1 5、相談窓口・苦情等

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション 相談窓口	ステーション管理者
可児とうのう病院 相談窓口	苦情担当係又は、院内設置の声のポスト
可児市役所	介護保険課（介護事業者係）(0574)62-1111（代）
岐阜県国民保険連合会	介護保険課 （058)275-9826

事業所は、苦情に関する内容について記録・報告し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、サービスの質の向上に取り組みます。

1 6、提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関（外部機関）からの提供するサービスの評価を受けておりません。

1 7、訪問看護医療 DX の活用

当訪問看護ステーションでは、オンライン資格確認によって利用者の診療・薬剤情報を取得・活用した上で訪問看護実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。